

(様式第1号 別紙1)

高取町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 申請した内容に虚偽はありません。
- 2 奈良県及び高取町から奈良県移住支援事業に関する報告及び立入り調査を求められた場合は、それに応じます。
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。なお、世帯員も同様です。
- 4 日本国籍又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有します。
- 5 以下の場合には高取町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たり、虚偽の申請をしたことが判明したとき：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に高取町から転出したとき：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に高取町から転出したとき：半額